川崎市空家等対策協議会条例の制定について

川崎市空家等対策協議会条例を次のとおり制定する。

平成28年2月15日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。 以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、川崎市空家等対策協議 会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第7条第1項に規定する協議を行う。

(組織)

第3条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、まちづくり局において処理する。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 参考資料

制定要旨

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、川崎市 空家等対策協議会を設置するため、この条例を制定するものである。